

3. 配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）への対策等の推進

4, 480百万円→5, 003百万円

○配偶者からの暴力被害者等に対する一時保護委託費の充実

配偶者からの暴力被害者等の一時保護委託における同伴児童のうち特に乳幼児に対するケアを充実するため、新たに乳幼児用の単価を設定する。

（婦人施設措置費（2, 160百万円）の内数）

○婦人保護施設における子どものケアの充実

婦人保護施設における同伴児童のケアの充実を図るための指導員を配置する。

（婦人施設措置費（2, 160百万円）の内数）

○人身取引被害者や外国人DV被害者を支援する専門通訳者養成研修の実施（新規）

人身取引被害者及び外国人DV被害者の適切な支援を確保するため、人身取引及びDVの専門的な知識を持った通訳者を養成する研修を実施する。

（児童虐待・DV対策等総合支援事業（2, 799百万円）の内数）